

本部

ボランティア保険に関する 重要事項の案内

「ボランティア保険」全員加入 「NPO総合保険」への変更のお知らせ！

現在“わ”会員の皆様には「ボランティア保険^{注1}」に全員加入して頂いております。この方式には種々ご批判もあり、「保険問題検討委員会^{注2}」を設け「ボランティア保険」に代わる保険の検討を行ってまいりました。その結果下記の通りあいおい損害保険(株)^{注3}(以下「あいおい損保」)の「NPO総合保険」(以下「NPO保険」)が最適との結論に達し“わ”運営委員会(12月開催)においてH16年度は 皆様が保険契約者である「ボランティア保険」に替わり、“わ”本部が保険契約者になる「NPO保険」を採用することに決定したので 注意事項等を含めご案内致します。

1. H15年度「ボランティア保険」を全員加入とした理由

会員の皆様が“わ”が関係するボランティア活動に従事している際、万一賠償責任事故を起こして(養護施設で老人介護中に大きなケガをさせた場合等)当事者本人のみならず“わ”本部が賠償責任を追及された場合“わ”には賠償金の支払能力がないため、とりあえず会員全員に「ボランティア保険」に加入頂いておけばボランティア活動中に発生した会員ご自身の傷害のみならず賠償責任も「ボランティア保険」でカバーされるので“わ”本部に求償が及ばないとの苦肉の策で、全員加入に協力頂いていました。

2. H16年度以降「NPO保険」採用の理由

しかしボランティア保険全員加入の便法には“わ”制度改正説明会や“わ”総会においてご批判もあり(自分で然るべき損害保険を付保しているのに何故改めて保険料を払って保険を掛けなければならないのか等)新たな保険種目の研究に「保険問題検討委員会」を設けて検討を行ないました。その結果、あいおい損保の「NPO保険」は“わ”が関係

するボランティア活動中の“わ”会員自身の賠償責任・傷害事故をカバーすると共に、前項で述べました“わ”本部の賠償責任をもカバーするので現状においては最適な保険との結論に至りました。“わ”本部を保険契約者、“わ”会員全員を被保険者としてH16年度以降あいおい損保と年間契約するものです。保険料約20万円は年度初めに暫定払いし、年度末に会員数の増減や活動実績に応じて精算します。

3. “わ”年会費との関係

H15年度からボランティア保険料込みで1500円の年会費を頂いていますが、昨年12月5日開催の「NPO法人格取得説明会」で説明の通りH16年度も年会費は1500円を頂く予定にしております。(本年5月開催予定の“わ”NPO移行総会での決議事項)

H15年度はボランティア保険料500円を年会費に含めて徴収しましたが、幸い予算の都合がつきH15年度に限って従来通りボランティア保険料の大半を負担して貰えたので皆様から頂いた年会費は僅かな部分をボランティア保険料に充てただけで年会費の大半は“わ”本来のボランティア活動を中心とする“わ”運営経費に充当させて頂きました。

H16年度予算の詳細はこれから鋭意検討することになりますが、H15年度の“わ”活動に必要な経費およびH16年度の新たな諸活動を考えると会員1名当たり約3000円の経費を要することになるので、各種助成金や“わ”活動の収益金収入を見込むにしても、年会費1500円を頂かないと“わ”の収支が償わない現状をこの機会にご理解頂きたく存じます。

4. 「NPO保険」の補償概要

“わ”が関係するボランティア活動中に生じた“わ”会員の傷害事故については通院1日当り5千円、入

院1日当り8千円、“わ”会員自身および“わ”本部の賠償責任事故については1事故2億円までの保険金が出ます。傷害事故死亡その他詳細は紙面の関係で省略します。

5. ご注意いただく諸点

“わ”のボランティア活動中の自動車運転・搭乗中の傷害事故は自動車保険のほかに「NPO保険」でも上記入院・通院日額が保険金として支払われますが、対人・対物賠償責任については「自動車保険」の守備範囲で、「NPO保険」からは保険金は出ません。

“わ”が関係しないボランティア活動に“わ”会員が従事中に生じた傷害・賠償責任事故は「NPO保険」の対象外なので 会員各位の自己判断で各種社会福祉協議会の「ボランティア活動災害共済」や一般の損害保険会社の傷害保険や個人賠償責任保険を付保されるようお勧めします。

「個人賠償責任保険」の場合免責条件として「職務遂行に起因する賠償責任事故には保険金を支払わない」との規定があるため日常仕事のようにボランティア活動に従事なさる会員は念のため各種社会福祉協議会の「ボランティア活動災害共済」を掛けておかれることをお勧めします。

以上内容が濃く、かつ複雑な諸点を限られた紙面でご説明しましたので、ご理解が行かぬ点、その他疑念があればご遠慮なく“わ”本部赤司代表または黒田副代表までご照会下さい。

*

注1: 正式名称は「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」、神戸市社会福祉協議会の共済保険で、引受損害保険会社は三井住友海上火災損害保険株式会社

注2: 保険問題検討委員会は“わ”運営委員会の下部組織として昨年6月設置、委員は“わ”代表、副代表、および在職中損害保険業務を経験した“わ”会員2名などで構成

注3: 最近の損害保険会社体質強化策の一環で大東京火災と千代田火災が合併した新会社